

データ集

組織統治

人権

労働慣行

環境

公正な事業慣行

消費者課題

コミュニティへの参画及びコミュニティの発展

組織統治

■:マテリアリティ

■経済的パフォーマンス	GRI スタンダード	バウンダリー				実績																																																		
		上流	自社 単体	連結	下流	2015年度	2016年度	2017年度																																																
創出、分配した直接的経済価値	201-1	—	●	—	—	<p>【ステークホルダーへの経済的価値分配】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ステークホルダー</th> <th colspan="3">分配額（百万円）</th> <th rowspan="2">金額の算出方法</th> </tr> <tr> <th>2017年度</th> <th>2016年度</th> <th>2015年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取引先</td> <td>260,685</td> <td>250,606</td> <td>282,664</td> <td>売上原価+販管費（人件費を除く）</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>52,370</td> <td>52,230</td> <td>62,344</td> <td>売上原価+販管費（人件費）</td> </tr> <tr> <td>株主</td> <td>9,140</td> <td>8,339</td> <td>7,747</td> <td>配当金の支払額</td> </tr> <tr> <td>債権者</td> <td>2,915</td> <td>2,699</td> <td>2,961</td> <td>支払利息</td> </tr> <tr> <td>政府・行政</td> <td>17,115</td> <td>12,638</td> <td>20,177</td> <td>法人税等の支払額</td> </tr> <tr> <td>社会</td> <td>110</td> <td>21</td> <td>12</td> <td>寄付（交際費）その他<高校・大学研究室></td> </tr> <tr> <td>企業内部</td> <td>8,490</td> <td>10,112</td> <td>3,937</td> <td>当期利益-配当支払額</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>350,825</td> <td>336,645</td> <td>379,842</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記「債権者」「政府・行政」は連結、それ以外は横浜ゴム単体を示します。</p>			ステークホルダー	分配額（百万円）			金額の算出方法	2017年度	2016年度	2015年度	取引先	260,685	250,606	282,664	売上原価+販管費（人件費を除く）	従業員	52,370	52,230	62,344	売上原価+販管費（人件費）	株主	9,140	8,339	7,747	配当金の支払額	債権者	2,915	2,699	2,961	支払利息	政府・行政	17,115	12,638	20,177	法人税等の支払額	社会	110	21	12	寄付（交際費）その他<高校・大学研究室>	企業内部	8,490	10,112	3,937	当期利益-配当支払額	合計	350,825	336,645	379,842	
ステークホルダー	分配額（百万円）			金額の算出方法																																																				
	2017年度	2016年度	2015年度																																																					
取引先	260,685	250,606	282,664	売上原価+販管費（人件費を除く）																																																				
従業員	52,370	52,230	62,344	売上原価+販管費（人件費）																																																				
株主	9,140	8,339	7,747	配当金の支払額																																																				
債権者	2,915	2,699	2,961	支払利息																																																				
政府・行政	17,115	12,638	20,177	法人税等の支払額																																																				
社会	110	21	12	寄付（交際費）その他<高校・大学研究室>																																																				
企業内部	8,490	10,112	3,937	当期利益-配当支払額																																																				
合計	350,825	336,645	379,842																																																					
政府から受けた財務援助（国別内訳）	201-4	—	●	—	—	国、地方自治体から受けた税金や補助金の財務的支援の額は21.8百万円でした。	国、地方自治体から受けた税金や補助金の財務的支援の額は24.1百万円でした。	国、地方自治体から受けた税金や補助金の財務的支援の額は51.7百万円でした。																																																
組織の株式保有構成における政府出資の有無、出資割合		—	●	—	—	—	—	株式への政府出資はありません。																																																
政治献金の金額	415-1	—	●	—	—	—	—	政治献金はありません。																																																

人権

■:マテリアリティ ☆:KPI

指標	GRI スタンダード	バウンダリー				実績		
		上流	単体	連結	下流	2015年度	2016年度	2017年度
■児童労働								
☆ 児童労働に関してリスクがあると特定した業務(製造工場など)やサプライヤーの数	408-1	●	●	●	—	児童労働に関してリスクがあると特定した業務やサプライヤーはありません。(0件)	児童労働に関してリスクがあると特定した業務やサプライヤーはありません。(0件)	児童労働に関してリスクがあると特定した業務やサプライヤーはありません。(0件)
年少労働者(18歳未満)による危険有害労働の従事		●	●	●	—	—	—	従事はありません
上記問題が存在する国や地域		●	●	●	—	なし	なし	なし
児童労働の根絶のため行った対策		●	●	●	—	アンケート・ヒアリングの実施	アンケート・ヒアリングの実施	アンケート・ヒアリングの実施
児童労働防止策(有無)		●	●	●	—	有り(行動指針などで規定・CSR教育の実施)	有り(行動指針などで規定・CSR教育の実施)	有り(行動指針・CSR調達ガイドラインなどで規定・CSR教育の実施)
■強制労働								
☆ 強制労働に関してリスクがあると特定した業務(製造工場など)やサプライヤーの数と種類	409-1	●	●	●	—	強制労働に関してリスクがあると特定した業務やサプライヤーはありません。(0件)	強制労働に関してリスクがあると特定した業務やサプライヤーはありません。(0件)	強制労働に関してリスクがあると特定した業務やサプライヤーはありません。(0件)
上記問題が存在する国や地域		●	●	●	—	なし	なし	なし
強制労働の根絶のため行った対策		●	●	●	—	アンケート・ヒアリングの実施	アンケート・ヒアリングの実施	アンケート・ヒアリングの実施
強制労働防止策(有無)		●	●	●	—	有り(行動指針などで規定・CSR教育の実施)	有り(行動指針などで規定・CSR教育の実施)	有り(行動指針・CSR調達ガイドラインなどで規定・CSR教育の実施)
■人権に関する苦情処理制度								
☆ 正式な苦情処理制度に申し立てのあった人権に関連する苦情の総件数	103-1, 103-2, 103-3	●	—	—	—	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)
上記のうち、対応した人権に関連する苦情件数		—	●	●	—	苦情処理制度に申し立てのあった人権に関する苦情はありませんでした。(0件)	苦情処理制度に申し立てのあった人権に関する苦情はありませんでした。(0件)	苦情処理制度に申し立てのあった人権に関する苦情はありませんでした。(0件)
上記のうち、解決した人権に関連する苦情件数		●	—	—	—	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)
以前から申し立てがあった人権に関連する苦情で、解決した件数		—	●	●	—	0件	0件	—
		●	—	—	—	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)
		—	●	●	—	0件	0件	—
□人権アセスメント(旧名 研修)								
人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所の総数とその割合(国別)	412-1	—	●	●	—	—	—	日本、米国、カナダ、オーストラリア、ドイツ、イタリア、フィリピン、ベトナム、中国、タイ、ロシア、インド、インドネシアなど15カ国の45事業所(59%)
人権をテーマに従業員研修の総時間数		—	●	—	—	9,928時間	12,848時間	13,048時間
人権をテーマにした研修を受けた従業員数の割合	412-2	—	●	—	—	100%(集合研修受講対象者対比) 100%(e-learningは全員受講)	100%(集合研修受講対象者対比) 100%(e-learningは全員受講)	100%(集合研修受講対象者対比) 100%(e-learningは全員受講)
□差別事例								
発生した差別事例の総件数	406-1	●	—	—	—	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)
上記、差別事例の状況と実施した措置		—	●	●	—	0件	0件	総件数:(単体)0件、(連結)232件
		●	—	—	—	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)
□結社の自由と団体交渉								
結社の自由や団体交渉の権利行使が侵害されるリスクがあると特定した業務(製造工場など)やサプライヤーの数と種類	407-1	●	●	●	—	結社の自由や団体交渉の権利行使が侵害されるリスクがあると特定した業務やサプライヤーはありません。(0件)	結社の自由や団体交渉の権利行使が侵害されるリスクがあると特定した業務やサプライヤーはありません。(0件)	結社の自由や団体交渉の権利行使が侵害されるリスクがあると特定した業務やサプライヤーはありません。(0件)
上記問題が存在する国や地域		●	●	●	—	なし	なし	なし
□保安慣行								
人権方針や特定の手順およびその保安業務への適用について正式な研修を受けた保安委員の割合	410-1	—	●	—	—	—	—	—
□先住民の権利								
先住民の権利を侵害したと特定された事例の総件数(事例と実施中、実行済み、実施不要となった救済計画を含む)	411-1	●	●	●	—	—	—	アンケート・ヒアリングや苦情などの範囲ではありませんでした(0件)
人権政策(有無)		●	—	—	—	方針・行動指針で規定しているところもある(アンケート・ヒアリングの範囲で)	方針・行動指針で規定しているところもある(アンケート・ヒアリングの範囲で)	方針・行動指針で規定しているところもある(アンケート・ヒアリングの範囲で)
		—	●	●	—	有り(行動指針にて規定) コンプライアンスカードを配布・周知	有り(行動指針にて規定) コンプライアンスカードを配布・周知	有り(行動指針にて規定) コンプライアンスカードを配布・周知
国連グローバル・コンパクト(加盟・非加盟)		—	●	●	—	国連グローバル・コンパクトに加盟(2012年5月)		
内部告発者保護ポリシー(有無)		—	●	●	—	有り	有り	有り

労働慣行

■:マテリアリティ ☆:KPI

指標	GRI スタンダード	バウンダリー				実績		
		上流	自社 単体	連結	下流	2015年度	2016年度	2017年度
■労働安全衛生								
中央安全衛生委員会、事業所安全衛生委員会、部門安全衛生委員会を組織する各委員が行っている活動とその設置単位	403-1	—	●	●	—	・中央安全衛生委員会 横浜ゴムグループ全体の安全衛生に関する方針、施策の審議 ・事業所安全衛生委員会 上記の方針、施策を各拠点で展開 ・部門安全衛生委員会 上記の方針、施策を各部門の全ての従業員に展開	・中央安全衛生委員会(単体) 横浜ゴムグループ全体の安全衛生に関する方針、施策の審議 ・事業所安全衛生委員会(連結) 上記の方針、施策を各拠点で展開 ・部門安全衛生委員会(連結) 上記の方針、施策を各部門の全ての従業員に展開	
上記、委員会に代表を送ることができる組織の人数と、横浜ゴムグループ全体に対する割合		—	●	●	—	100%	100%	100%
☆ 労働災害について、傷害の種類と傷害率、業務上疾病率、休業日数率、欠働率、業務上の死亡者数(地域別、性別)	403-2	—	●	●	—	休業日数率0.47(百万時間) 強度率 0.00(百万時間) ※国内は0.01(百万時間)	休業日数率0.60(百万時間) 強度率 0.00(百万時間) ※国内は 0.01(百万時間)	(連結)休業日数率0.50(百万時間) (国内)0.23 (海外)0.64(百万時間) 強度率 0.00(百万時間) ※国内は 0.01(百万時間)
従業員以外で、横浜ゴムの管理下にある労働者の労働災害について、傷害の種類と傷害率、業務上の死亡者数(地域別、性別)		—	●	●	—	—	—	災害・障害の発生はありません。
上記のような災害統計の記録や報告に関する規則。また、その規則がカバーしている主要な業務や地域		—	●	●	—	全ての業務と地域において、「労働災害・事故発生時の連絡・報告要領」を設定し運用しています。	全ての業務と地域において、「労働災害・事故発生時の連絡・報告要領」を設定し運用しています。	全ての業務と地域において、「労働災害・事故発生時の連絡・報告要領」を設定し運用しています。
事故率や、伝染病の発症率、特定疾病発症率が高い業務に従事する従業員および管理下にある労働者の数	403-3	—	●	●	—	該当する業務はありません。	該当する業務はありません。	該当する業務はありません。
労働組合と締結した正式な協定の中に、安全衛生について組み込まれているか否か	403-4	—	●	●	—	組合との正式な協定の中に安全衛生は組み込まれています。(国内:「労働協約書 第17条」で規定)	組合との正式な協定の中に安全衛生は組み込まれています。(国内:「労働協約書 第17条」で規定)	組合との正式な協定の中に安全衛生は組み込まれています。(国内:「労働協約書 第17条」で規定)
上記は、各地域の労働組合、もしくは全世界の労働組合と締結した協定か否か		—	●	●	—	国内は本部一支部の関係で各地域事業所と結ばれている。海外事業所については、組合がある事業所については、同等の内容となっている。	国内は本部一支部の関係で各地域事業所と結ばれている。海外事業所については、組合がある事業所については、同等の内容となっている。	国内は本部一支部の関係で各地域事業所と結ばれている。海外事業所については、組合がある事業所については、同等の内容となっている。
健康・安全政策(有無)		—	●	●	—	有り:7つの重点政策を設定。①設備対策強化 ②安全な人作り ③標準作業書整備 ④心と身体の健康作り ⑤働く環境整備 ⑥交通事故の防止 ⑦安全衛生基盤の確立	有り:7つの重点政策を設定。①設備対策強化 ②安全な人づくり ③標準作業書整備 ④心と身体の健康づくり ⑤働く環境整備 ⑥交通事故の防止 ⑦安全衛生基盤の確立	有り:7つの重点政策を設定。①設備対策強化 ②安全な人づくり ③標準作業書整備 ④心と身体の健康づくり ⑤働く環境整備 ⑥交通事故の防止 ⑦安全衛生基盤の確立
従業員負傷数		—	●	●	—	18名(休業災害人数)	24名(休業災害人数)	20名(休業災害人数)
傷害事故によるロスタイム		—	●	●	—	2,064hr	5,016hr	3,068hr
傷害事故による非就労時間率(%)		—	●	●	—	146.44	362.04	222.72
記録可能事故率(%)		—	●	●	—	0.18	0.24	0.17
死亡者数-従業員		—	●	●	—	0名	0名	2名
死亡者数-契約業者		—	●	●	—	0名	0名	0名
死亡者数-第三者		—	●	●	—	0名	0名	0名
■研修および教育								
☆ 従業員一人当たりの年間平均研修時間(男女別、従業員区分別に回答をお願いします)	404-1	—	●	—	—	男性:8.9時間(総合職)、6.1時間(技能職) 女性:8.9時間(総合職)、6.1時間(技能職)	男性:8.9時間(総合職)、9.0時間(技能職) 女性:8.9時間(総合職)、9.0時間(技能職)	男性:8.9時間(総合職)、9.0時間(技能職) 女性:8.9時間(総合職)、9.0時間(技能職)
従業員のスキルアップのために実施した研修の種類		—	●	—	—	新入社員研修、テクノカレッジ、階層別研修、再雇用前研修など計28コースを実施しています。	新入社員研修、テクノカレッジ、階層別研修、再雇用前研修など計31コースを実施しています。	
退職を間近に控えた従業員や、退職した従業員を支援するためのプログラムの有無	404-2	—	●	●	—	・退職前プランの策定支援:有り ・継続勤務を予定する人のための再研修:有り ・退職金の有無:有り ・退職金について年齢・勤続年数を考慮:有り ・就職斡旋サービス:有り ・退職後の生活についてのカウンセリング:有り	・退職前プランの策定支援:有り ・継続勤務を予定する人のための再研修:有り ・退職金の有無:有り ・退職金について年齢・勤続年数を考慮:有り ・就職斡旋サービス:有り ・退職後の生活についてのカウンセリング:有り	・退職前プランの策定支援:有り ・継続勤務を予定する人のための再研修:有り ・退職金の有無:有り ・退職金について年齢・勤続年数を考慮:有り ・就職斡旋サービス:有り ・退職後の生活についてのカウンセリング:有り
従業員の研修のために使った費用		—	●	—	—	146百万円	124百万円	83百万円
2017年度に、業績やキャリア開発について、定期的な評価を受けている(面談など)従業員の比率(男女別、従業員区分別に回答をお願いします) ※従業員区分は、職位(上級管理職、中間管理職など)や、職務技能(技術、総務、製造など)の分類で、貴社の区分にあわせた報告をお願いします。	404-3	—	●	●	—	男性:100% 女性:100%	男性:100% 女性:100%	男性:100% 女性:100%
社員研修時間数		—	●	—	—	平均8.9時間(総合職)、6.1時間(技能職)	平均8.9時間(総合職)、9.0時間(技能職)	平均8.9時間(総合職)、9.0時間(技能職)
研修方針(有無)		—	●	●	—	有り	有り	有り
従業員CSRトレーニング(有無)		—	●	●	—	有り	有り	有り

■多様性と機会均等									
☆ 従業員の内訳(性別、年齢(30歳未満/30-50歳/50歳超)、国籍別に回答をお願いします)	405-1	—	●	●	—	男性:85.4% 女性:14.6%	男性87.2%、女性:12.8% (単体) (連結) 男女総計 男女総計 30歳未満 19% 2% 20% 20% 3% 23% 30-50歳 59% 4% 63% 56% 7% 63% 50歳超 16% 1% 16% 13% 1% 14%	男性87.3%、女性:12.7% (単体) (連結) 男女総計 男女総計 30歳未満 17% 2% 19% 21% 3% 24% 30-50歳 59% 5% 64% 54% 8% 62% 50歳超 16% 1% 17% 12% 2% 14%	
取締役会メンバーの内訳(性別、年齢(30歳未満/30-50歳/50歳超)、国籍別に回答をお願いします)		—	●	●	—	男性:100% 女性:0% 30歳未満:- 30-50歳:- 50歳超:100% 国籍:-	男性:100% 女性:0% 30歳未満:- 30-50歳:- 50歳超:100% 国籍:-	男性:14名(93.3%) 女性:1名(6.7%) 30歳未満:- 30-50歳:- 50歳超:100% 国籍:日本	
雇用機会均等政策(有無)		—	●	●	—	有り	有り	有り	
□労働慣行に関する苦情処理制度									
正式な苦情処理制度に申し立てのあった労働慣行に関連する苦情の総件数	103-1, 103-2, 103-3	●	—	—	—	アンケートでは苦情あり(件数不明)	不明	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)	
※「通報相談窓口」への通報・相談件数		—	●	●	—		12件	6件	
上記のうち、対応した労働慣行に関連する苦情件数		●	—	—	—	不明	不明	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)	
上記のうち、解決した労働慣行に関連する苦情件数		—	●	●	—		12件	6件	
以前から申し立てがあった労働慣行に関連する苦情で、解決した件数		●	—	—	—	不明	11件(1件は匿名で結果は未確認)	6件	—
		—	●	●	—		0件	0件	0件
□雇用									
新規雇用した人数と内訳(年齢、性別、地域)	401-1	—	●	—	—	164名	103名	(単体)男性:95名、女性:20名 (単体) 男女計 30歳未満 92名 20名 112名 30-50歳 3名 0名 3名 50歳超 0名 0名 0名	
フルタイム従業員で離職した人数と内訳(年齢、性別、地域)		—	●	—	—	240名	118名	(単体)男性:251名、女性:30名 (単体) 男女計 30歳未満 72名 9名 81名 30-50歳 78名 16名 94名 50歳超 101名 5名 106名	
正社員には標準支給しているが、派遣社員やアルバイトには支給しない給付(重要拠点別)	401-2	—	●	—	—	—	—	—	
・生命保険 ・医療 ・身体障害、病氣補償 ・育児休暇 ・定年退職金 ・持ち株制度									
出産・育児休暇の権利を有する人数、取得者数、復職数、定着数(男女別) 出産・育児休暇後の復職率と定着率(男女別)	401-3	—	●	—	—	男女別なく100%		(単体)定着率 91.4% 男性 女性 権利を有する人数 467名 3名 取得者数 14名 3名 復職数 13名 0名 ※他は取得継続中	
従業員総数		—	●	●	—	22,187名	24,610名	25,439名	
従業員回転率		—	●	●	—	—	—	—	
平均勤続年数		—	●	—	—	15.2年	15.4年	15.7年	
従業員平均年齢		—	●	—	—	38.7歳	38.1歳	39.0歳	
女性管理職比率(%)		—	●	●	—	9.70%	10.80%	7.47%	
従業員マイリティー比率(%)		—	●	●	—	—	—	—	
障害者従業員(%)		—	●	—	—	2.03%	2.21%	2.28%	
マイリティー管理職比率(%)		—	●	●	—	—	—	—	
□労使関係									
従業員に著しい影響を与える業務変更を行う場合、従業員や従業員代表に事前に知らせる通知期間	402-1	—	●	●	—	転勤:2週間(国内)/2ヵ月(海外)	転勤・異動など:10日間(国内)/2ヵ月(海外)		
上記通知期間は、労働協約に定められているか、否か。		—	●	●	—	就業規則で決めています。(国内)	就業規則で決めています。(国内)	就業規則で決めています。(国内)	
組合加入従業員比率(%)		—	●	—	—	91%	91%	91%	

□男女同一報酬								
女性の基本給と報酬総額の対男性比(従業員区分別、拠点別)	405-2	—	●	●	—	男女差はありません	男女差はありません	男女差はありません
公平な報酬政策(有無)		—	●	●	—	有り	有り	有り
□確定給付型年金制度の組織負担の範囲								
退職金積み立て制度の有無		—	●	●	—	有り(国内)	有り(国内)	有り(国内)
上記積み立て制度がある場合、これは義務的参加か、もしくは任意か。また、地域的制度か、もしくは国別の制度か。	201-3	—	●	●	—	国別の制度	国別の制度	国別の制度
退職金制度について		—	●	●	—	当社退職金は退職一時金と確定拠出年金の二つからなり、ほぼ6対4の比率になっています。退職一時金は一時金支給のみで年金支給はありません。(国内)		

環境

■:マテリアリティ ☆:KPI

指標		バウンダリー				実績		
■エネルギー	GRI スタンダード	上流	自社		下流	2015年度	2016年度	2017年度
			単体	連結				
☆ エネルギー総消費量	302-1	—	●	●	—	1,313,532MWh	1,341,111MWh	1,353,082MWh
上記のうち、再生可能なエネルギーの消費量		—	●	●	—	210MWh	210MWh	3,780MWh
電力、暖房、冷房、蒸気の総消費量		—	●	●	—	685,876MWh	697,562MWh	685,536MWh
電力、暖房、冷房、蒸気の販売量		—	●	●	—	電力、暖房、冷房、蒸気の販売はありません。	電力、暖房、冷房、蒸気の販売はありません。	電力、暖房、冷房、蒸気の販売はありません。
上記算出に使用した基準や前提条件等		—	●	●	—	省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)、温対法(地球温暖化対策推進法)	省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)、温対法(地球温暖化対策推進法)	省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)、温対法(地球温暖化対策推進法)
上記算出に使用した変換係数の情報源	—	●	●	—	環境省・経済産業省のガイドライン「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver3.4)」、GHGプロトコル	環境省・経済産業省のガイドライン「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver3.4)」、GHGプロトコル	環境省・経済産業省のガイドライン「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver3.4)」、GHGプロトコル	
☆ スコープ3(サプライヤー、サプライヤーや顧客と横浜ゴムの物流、従業員の通勤や出張、製品使用時、製品の廃棄時)におけるエネルギー消費量	302-2	●	●	●	●	673,189,190MWh	675,757,910MWh	656,390,395MWh
上記のうち、再生可能なエネルギーの消費量		●	●	●	●	不明	不明	不明
上記算出に使用した基準や前提条件等		●	●	●	●	省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)、温対法(地球温暖化対策推進法)	省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)、温対法(地球温暖化対策推進法)	省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)、温対法(地球温暖化対策推進法)
上記算出に使用した変換係数の情報源	●	●	●	●	JATMA(一般社団法人日本自動車タイヤ協会)・CFP(カーボンフットプリント)・環境省のガイドライン	JATMA(一般社団法人日本自動車タイヤ協会)・CFP(カーボンフットプリント)・環境省のガイドライン	JATMA(一般社団法人日本自動車タイヤ協会)・CFP(カーボンフットプリント)・環境省のガイドライン	
エネルギー使用量の、生産高原単位もしくは売上高原単位	302-3	—	●	●	—	2.3MWh/百万円(Scope1+2)	2.25MWh/百万円(Scope1+2)	2.32MWh/百万円(Scope1+2)
原単位に含まれるエネルギーの種類(燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて)		●	●	●	●	1,069MWh/百万円(Scope3)	1,133MWh/百万円(Scope3)	1,126MWh/百万円(Scope3)
原単位計算に使用したのは、組織内のエネルギー消費量、組織外のエネルギー消費量、もしくはこの両方か		●	●	●	●	—	—	燃料、電力、冷暖房、蒸気用エネルギーを含んでいます。
事業プロセスの見直しや、設備機器の転換や改造、従業員行動の変化、業務の変更などにより、削減されたエネルギー消費量	302-4	●	●	●	●	139,793,913MWh	-346,864,452MWh(前年比)	1,055,149,440MWh(前年比)
削減されたエネルギーの種類(燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて)		●	●	●	●	—	—	電力、蒸気を削減しました。
削減されたエネルギー消費量の計算に使用した基準(基準年、基準値など)と、その基準選定の理論的根拠		●	●	●	●	—	—	環境省・経済産業省のガイドライン「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver3.4)」、GHGプロトコル
使用した基準、方法、前提条件、計算ツール		●	●	●	●	—	—	Scope3における前年比削減量を算定した。
削減した、貴社商品使用時に必要なエネルギー量	302-5	—	●	●	●	48,678,107MWh	48,682,910MWh	20,734,403MWh
エネルギー消費削減量の計算に使用した基準(基準年、基準値など)、および基準選定の理論的根拠		—	●	●	●	—	—	JATMA(一般社団法人日本自動車タイヤ協会)ガイドライン
使用した基準、方法、前提条件、計算ツール		—	●	●	●	—	—	低燃費タイヤ使用による削減効果を算定した。
燃料使用量 - 石炭・褐炭(千トン)		—	●	●	—	3.5千トン	4.1千トン	1.4千トン
燃料使用量 - 天然ガス(千トン)		—	●	●	—	27.6千トン	23.4千トン	28.4千トン
燃料使用量 - 原油・ディーゼル油(千トン)		—	●	●	—	23千トン	23.6千トン	21.3千トン
エネルギー効率化政策(有無)		—	●	●	—	有り	有り	有り
■水								
☆ 水の総取水量	303-1	●	—	—	—	—	—	—
上記の内訳 ・河川、海などの地表水 ・地下水 ・貴社が直接貯めた雨水 ・ほかの組織からの廃水 ・水道水		—	●	●	—	—	—	—
算出するのに使用した基準や条件等		—	●	●	—	CDPウォーターのガイドライン 「Guidance for responding to Water 2016」	CDPウォーターのガイドライン 「Guidance for responding to Water 2017」	CDPウォーターのガイドライン 「Guidance for responding to Water 2018」
		●	—	—	—	—	—	—
		—	●	●	—	—	—	—

★ 取水することにより、地下水位の低下や生態系機能の変化など、著しい影響を受ける水源 ※著しい影響のある取水とは ・当該水域の年間平均水量の平均5%以上にあたる取水 ・絶滅危惧種の動植物が生息する地域からの取水 ・国内・国際的に指定された保護地域(ラムサール条約の登録湿地など)からの取水 ・生物多様性の観点から高い価値があると認められる水源 ・地域コミュニティや先住民にとって高い価値があると認められる水源	303-2	●	—	—	—	—	—	—	—	—
該当する水源がある場合は ・水源の規模 ・水源が国内もしくは国際的に保護地域に指定されているかどうか ・生物多様性からみた価値(種の多様性および固有性、保護種の数) ・地域コミュニティや先住民にとっての水源の価値や重要性		—	●	●	—	該当なし		該当なし		該当なし
上記算出に使用した基準や前提条件等		●	—	—	—	—	—	—	—	—
★ リサイクル、もしくは再利用された水の総量	303-3	—	●	●	—	9,830千m3	12,158千m3	11,677千m3		
上記、リサイクル・再利用された水が総取水量に占める割合		—	●	●	—	1.13倍	1.34倍	1.41倍		
上記算出に使用した基準や前提条件等		—	—	—	—	—	—	—		CDPウォーターのガイドライン 「Guidance for responding to Water 2018」
水政策(有無)		—	●	●	—	有り	有り	有り		有り
水使用量合計(千立方メートル)		—	●	●	—	18,512千m3	21,084千m3	19,969千m3		
水・生産設備(リットル)		—	●	●	—	—	—	—		—
冷却水流入量(千立方メートル)		—	●	●	—	—	—	—		—
冷却水流出量(千立方メートル)		—	●	●	—	—	—	—		—
水使用効率(1-(排水量/水消費量))*100		—	●	●	—	23	16	13		
■生物多様性										
★ 所有、賃貸、管理している土地で、生物多様性の保護地域内部、もしくは保護地域に隣接している場所の有無 ・地理的な場所 ・保護地域との位置関係 ・事業形態(事務所、製造・生産) ・事業敷地の面積 ・保護地域の特質 ・保護地域の登録先のリスト(例:IUCN保護地域管理区分、ラムサール条約など)	304-1	—	●	●	—		ヨコハマタイヤリッド(YTRH) 北海道苫小牧市 ウトナイ湖の近隣 リッドタイヤの製造・販売 5,508m2			
生物多様性価値の高い地域にある生産工場が生物多様性に対して及ぼす著しい影響の性質 ・影響を受ける生物種 ・影響を受ける地域の範囲 ・影響を及ぼす期間 ・影響を及ぼした後の復旧が可能か否か	304-2	—	●	●	—	著しい影響を受ける種および地域はありません。	著しい影響を受ける種および地域はありません。	著しい影響を受ける種および地域はありません。		
★ 保護地域(事業活動による危害を受けることなく、環境が原状のまま保たれ、生態系が健全に機能している地域)、復元地域(過去に事業活動の影響を受けたが、修復措置によって生態系が健全に機能する状態に回復した地域)の有無 ・保護地域、復元地域の規模と所在地 ・復元地域がある場合、復元措置は外部の独立系専門家に承認されているかどうか ・復元地域の状況	304-3	—	●	●	—	保護地域:御殿川(三島市)、野田川・黒田川(新城市)。 水生生物のモニタリングおよび排水河川の保全活動を実施。 復元地域:該当なし。	保護地域:長野県豊丘市、神奈川県平塚市土屋地区での里山保全、三重県伊勢市大湊海岸でのアカウミガメ産卵地の保全。 復元地域:該当なし。	保護地域:バージニア州でのルリツグミ繁殖地の保全 復元地域:該当なし。		
使用した基準、方法、前提条件		—	●	●	—	環境省の生物多様性ガイドラインなどを参照				
★ 事業活動の影響を受ける地域に生息する絶滅危惧種の総数 ・絶滅危惧IA類(CR) ・絶滅危惧IB類(EN) ・絶滅危惧II類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・軽度懸念	304-4	—	●	●	—	排水先河川: VU:メダカ(各河川)、カジカ大卵型(黒田川)の2種 NT:カマツカ(金目川)、ボウズハゼ(金目川)、カマツカ(金目川)の3種 軽度懸念:カワムツ(御殿川)、タモロコ(御殿川)、クロダハゼ(御殿川)、ナマス(金目川)の4種	排水先河川: CR+EN:シャジクモ類の1種 VU:メダカ(各河川)、アカザ(天竜川)の3種 NT:カマツカ(金目川)、ボウズハゼ(金目川)、コオイムシ(園部川)の3種 軽度懸念:カワムツ(御殿川)、タモロコ(御殿川)、クロダハゼ(御殿川)、ナマス(金目川)の4種 工場敷地内および里山: VU:キンランの1種 NT:マツバランの1種	排水先河川: CR+EN:シャジクモ類の1種 VU:メダカ(各河川)、アカザ(天竜川)の2種 NT:コオイムシ(園部川)、カジカ大卵型(黒田川)、トノサマガエル(天竜川)の3種 場敷地内および里山: VU:キンランの1種 NT:オオムラサキ、マツバラ、アカハライモリの3種 軽度懸念:ケリ1種		
生物多様性保護政策(有無)		—	●	●	—	有り。 生物多様性保全方針の策定。定期的な生物多様性モニタリングとモニタリングに基づく保全を実施しています。				

■大気への排出								
★ 排出した温室効果ガスの量		—	●	●	—	336千トン (※Scope1)	354千トン (※Scope1)	363千トン (※Scope1)
排出量の算出に使用した基準や方法、排出係数等	305-1	—	●	●	—	省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)、温対法(地球温暖化対策推進法)、GHGプロトコル	省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)、温対法(地球温暖化対策推進法)、GHGプロトコル	省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)、温対法(地球温暖化対策推進法)、GHGプロトコル
計算に使用した温室効果ガスの種類		—	●	●	—	CO2	CO2	CO2
購入した「電力」、「地域の暖房施設や冷水プラントから供給される蒸気など」をつくるために、排出された温室効果ガスの量		—	●	●	—	358千トン (※Scope2)	360千トン (※Scope2)	354千トン (※Scope2)
排出量の算出に使用した基準や方法、排出係数等	305-2	—	●	●	—	省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)、温対法(地球温暖化対策推進法)、GHGプロトコル	省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)、温対法(地球温暖化対策推進法)、GHGプロトコル	省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)、温対法(地球温暖化対策推進法)、GHGプロトコル
計算に使用した温室効果ガスの種類		—	●	●	—	CO2	CO2	CO2
スコープ3(サプライヤー、サプライヤーや顧客と横浜ゴムの物流、従業員の通勤や出張、製品使用時、製品の廃棄時)で排出した温室効果ガスの量		●	●	●	●	23,831千トン	23,920千トン	23,236千トン
排出量の算出に使用した基準や方法、排出係数等を記載	305-3	—	●	●	—	省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)、温対法(地球温暖化対策推進法)、GHGプロトコル(Ver4.7)	省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)、温対法(地球温暖化対策推進法)、GHGプロトコル(Ver4.7)	省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)、温対法(地球温暖化対策推進法)、GHGプロトコル(Ver4.8)
計算に使用した温室効果ガスの種類		—	●	●	—	CO2	CO2	CO2
温室効果ガス排出量の生産高原単位もしくは売上高原単位	305-4	—	●	●	—	0.57トン/百万円現地通貨 (※Scope1)	0.62トン/百万円現地通貨 (※Scope1)	0.62トン/百万円現地通貨(※Scope1)
計算に使用した温室効果ガスの種類		—	●	●	—	CO2	CO2	CO2
事業プロセスの見直しや、設備機器の転換や改造、従業員行動の変化、業務の変更などにより、削減された温室効果ガス排出量(基準年)	305-5	—	●	●	—	12千トン(前年比)	-15千トン(前年比)	684千トン(前年比)
計算に使用した温室効果ガスの種類		—	●	●	—	—	—	CO2
★ 横浜ゴムグループからのオゾン層破壊物質の排出量	305-6	—	●	●	—	フロン漏洩量 484トン(国内)	フロン漏洩量 578トン(国内)	フロン漏洩量 688トン(国内)
使用した基準、方法、前提条件、計算ツール		—	●	●	—	—	—	環境省のフロン排出抑制法に沿って算定
横浜ゴムグループからの下記ガスの排出量						(国内)		
・NOx		—	●	●	—	128トン	121トン	107トン
・SOx		—	●	●	—	5.0トン	4.0トン	3.5トン
・POP _s		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
・VOC	305-7	—	●	●	—	691トン	691トン	652トン
★・HAP		—	●	●	—	31トン	27トン	17.6トン
・PM		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
・SO ₂		—	●	●	—	—	—	—
使用した基準、方法、前提条件、計算ツール		—	●	●	—	—	—	—
排気量削減計画(有無)		—	●	●	—		有り(2050年までにバリューチェーンで2005年比半減を目指す)	
CO 排出量(千トン)		—	●	●	—	排出はありません	排出はありません	排出はありません
ODS 排出量(千トン)		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
微粒子排出量(千トン)		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
CO ₂ 直接排出量(千トン)		—	●	●	—	336千トン	354千トン	363千トン (※Scope1)
CO ₂ 間接排出量(千トン)		—	●	●	—	358千トン	360千トン	354千トン (※Scope2)
CO ₂ 総排出量(千トン)		—	●	●	—	694千トン	714千トン	717千トン
メタン排気量(千トン)		—	●	●	—	—	—	—
NOx 直接排出量(千トン)		—	●	●	—	0.128千トン	0.121千トン	0.107千トン
6フッ化硫黄 直接排出量(千トン)		—	●	●	—	—	—	—
メタンガス直接排出量 CO ₂ 換算(千トン)		—	●	●	—	—	—	—
NOx 直接排出量 CO ₂ 換算(千トン)		—	●	●	—	—	—	—
ハイドロフルオロカーボン 直接排出量 CO ₂ 換算(千トン)		—	●	●	—	—	該当なし	なし
有機フッ素化合物 直接排出量 CO ₂ 換算(千トン)		—	●	●	—	—	該当なし	なし
6フッ化硫黄 直接排出量 CO ₂ 換算(千トン)		—	●	●	—	—	該当なし	なし
■原材料								
★ 使用した原材料の総量	301-1	—	●	●	—	789千トン	757千トン	798千トン
上記のうち、再生可能な原材料の量		—	●	●	—	6.312千トン	6.056千トン	18.354千トン
★ 使用した原材料のうち、リサイクル材料の比率	301-2	—	●	●	—	0.8wt%	0.8wt%	2.3wt%
紙消費量(千トン)		—	●	●	—	1.451千トン	3.451千トン	0.985千トン
紙回収量(千トン)		—	●	●	—	1.165千トン	1.185千トン	0.925千トン
■環境貢献商品								
★ 使用済みの製品や梱包材のリユース、リサイクル率	301-3	—	●	●	—	使用済み製品は、タイヤ:47%、MB:28% 梱包材は、98%	使用済み製品は、タイヤ:52%、MB:56% 梱包材は、98%	使用済み製品は、タイヤ:54%、MB:57% 梱包材は、97%
上記データの収集方法		—	●	●	—	社内の環境パフォーマンスシステムにて各拠点のデータを収集し、算定しています	社内の環境パフォーマンスシステムにて各拠点のデータを収集し、算定しています	社内の環境パフォーマンスシステムにて各拠点のデータを収集し、算定しています
エコフレンドリー包装政策(有無)		—	●	●	—	有り	有り	有り
気候変動対応新製品開発(有無)		—	●	●	—	有り	有り	有り

■環境に関する苦情処理制度								
★ 正式な苦情処理制度に申し立てのあった環境に関連する苦情の総件数	103-1 103-2 103-3	●	—	—	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(1件)	
上記のうち、対応した環境に関連する苦情件数		—	●	●	—	環境に関連する苦情はありませんでした。	環境に関連する苦情はありませんでした。	環境に関連する苦情はありませんでした。
上記のうち、2017年度に解決した環境に関連する苦情件数		●	—	—	—	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(1件)
以前から申し立てがあった環境に関連する苦情で、解決した件数		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
		●	—	—	—	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(1件)
		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
□排水および廃棄物								
総排水量		—	●	●	—	8,682千m3	9,044千m3	8,292千m3
★ 総排水量(算出するのに使用した基準や条件等)		●	—	—	—	不明	不明	不明
★ 上記の排水先ごとの内訳 ・河川、海などの地表水 ・地下水 ・下水道	306-1	—	●	●	—	6,717千m3	7,541千m3	7,226千m3
排水の処理方法と水質(法規制有無、その規制値、自主規制値)		●	—	—	—	不明	不明	不明
他の組織による水の再利用の有無		—	●	●	—	規制に応じ、中和・ろ過を実施	規制に応じ、中和・ろ過を実施	規制に応じ、中和・ろ過を実施
使用した基準、方法、前提条件		—	●	●	—	—	—	環境省の環境パフォーマンス指標ガイドラインなど参照
有害廃棄物の重量を、次の処分方法別に記載 ※有害廃棄物とは、発生の時点で国の法令により規定されているものを指します。								
リユース		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
リサイクル		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
堆肥化		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
回収(エネルギー回収を含む)		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
焼却		—	●	●	—	268トン	623トン	4トン
深井戸注入		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
埋め立て		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
現場保管		—	●	●	—	32トン	12トン	35トン
その他(詳細を記載ください)		—	●	●	—	PCB機器類を保管しています。	PCB機器類を保管しています。	PCB機器類を保管しています。
非有害廃棄物の重量を、処分方法別に記載 ※非有害廃棄物とは、その他すべての固体・液体廃棄物(排水を除く)を指します。	306-2	—	●	●	—	30,372トン	32,853トン	37,219トン
リユース		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
リサイクル		—	●	●	—	29,131トン	29,661トン	
堆肥化		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
回収(エネルギー回収を含む)		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
焼却		—	●	●	—	707トン	623トン	27トン
深井戸注入		—	●	●	—	該当なし	該当なし	
埋め立て		—	●	●	—	国内:ゼロ、海外:0.534千トン	国内:ゼロ、海外:2.569千トン	国内外:ゼロ(完全ゼロエミッションを達成)
現場保管		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
その他(詳細)		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
上記情報の根拠 (以下より選択をお願いします) ・自社で処分もしくは、処分を直接確認した ・廃棄物処分請負業者から提供された情報による ・廃棄物処分請負業者からの報告を受けていない		—	●	●	—	処分を確認および廃棄物処分請負業者から提供された情報による	最終処分をマニフェストおよび廃棄物処分委託業者から提供された情報により確認	最終処分をマニフェストおよび廃棄物処分委託業者から提供された情報により確認
★ 周辺の土壌や水、大気、生物多様性、人の健康被害を及ぼす、化学物質や石油、燃料の漏出の総件数と漏出総量		—	●	●	—	化学物質や石油、燃料の漏出はありません	化学物質や石油、燃料の漏出はありません	化学物質や石油、燃料の漏出はありません
漏出が及ぼした影響		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
上記のうち、財務報告書で報告した漏出(結果的に賠償責任を負うことが想定されるものなど)について ・漏出場所 ・漏出量 ・漏出物の区分(以下から選択してください) ・石油 ・燃料 ・廃棄物 ・化学物質 ・その他(詳細を記述してください)	306-3	—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし

★ バーゼル条約付属文書 I、II、III、VIIで定められた有害廃棄物の下記に関する総量		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
輸送した有害廃棄物	306-4	—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
輸入した " (サプライヤーなど外部組織→横浜ゴムグループ)		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
輸出した " (横浜ゴムグループ→サプライヤーなど外部組織)		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
輸送や輸出した廃棄物のうち、横浜ゴムグループで処理した有害廃棄物		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
★ 排水などにより著しい影響を受ける水域および土地の規模 ※次の基準に1つ以上当てはまる水域 ・当該水域の年間平均水量の平均5%以上にあたる排水を行っている水域 ・自治体や専門家から影響を及ぼしている(今後及ぼす)ことが認識されている水域 ・絶滅危惧種の動植物が生息する水域 ・国内・国際的に指定された保護地域(ラムサール条約の登録湿地など) ・生物多様性の観点から高い価値があると認められる水源 ・地域コミュニティにとって高い価値があると認められる水源	306-5	—	●	●	—	自治体や専門家から影響を及ぼしている(今後及ぼす)ことが認識されている水域: 松尻川(三重工場)		
上記水域は、国際的または国内的に保護地域に指定されているか。		—	●	●	—	指定されていません。	指定されていません。	指定されていません。
上記水域の生物多様性の価値(保護種の数など)		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
廃棄物削減政策(有無)		—	●	●	—	有り	有り	有り
総廃棄物量(千トン)		—	●	●	—	30,372トン	32,853トン	37,219トン
廃棄物回収量(千トン)		—	●	●	—	29,131トン	29,661トン	37,219トン
埋立地への廃棄量(千トン)		—	●	●	—	0.534千トン	2.569千トン	0千トン
□コンプライアンス								
発生した環境事故、環境トラブルで、罰金や罰金以外の制裁措置 ・罰金の総額 ・制裁措置の件数(罰金以外)	307-1	—	●	●	—	罰金や制裁措置を受ける環境事故や環境トラブルはありませんでした(ゼロ)	罰金や制裁措置を受ける環境事故や環境トラブルはありませんでした(ゼロ)	罰金や制裁措置を受ける環境事故や環境トラブルはありませんでした(ゼロ)
環境コンプライアンス監査タイプ(外部監査の有無)		—	●	●	—	有り	有り	有り
□気候変動による財務上の影響								
気候変動が事業に及ぼす財務上のリスクと機会 (マネジメント手法、マネジメント上のコストを含む)	201-2	—	●	●	—	リスク 行政・顧客からの厳しい環境性能基準への対応、設備投資の増加、スノータイヤの売上減少、原料調達費用の増加などがあります。 機会 高い環境性能基準を有し、不規則な気候の変化の中で安全に使用できる商品(低燃費タイヤ・省電力コンベヤベルトなど)の販売拡大などがあります。	リスク 行政・顧客からの厳しい環境性能基準への対応、設備投資の増加、スノータイヤの売上減少、原料調達費用の増加などがあります。 機会 高い環境性能基準を有し、不規則な気候の変化の中で安全に使用できる商品(低燃費タイヤ・省電力コンベヤベルトなど)の販売拡大などがあります。	気候変動への対応については、地球温暖化委員会、環境推進会議を経て、CSR会議にて経営会議にて方向付けを行い、取締役会で判断を得ています。 リスク: 行政・顧客・NPOなどからの厳しい環境性能基準への対応、設備投資の増加、スノータイヤの売上減少、原料調達費用の増加などがあります。 機会: 高い環境性能基準を有し、不規則な気候の変化の中で安全に使用できる商品(低燃費タイヤ・省電力コンベヤベルトなど)の販売拡大、次世代のモビリティ社会を支える製品(水素・代替フロン用ホースなど)での貢献があります。
ISO 14001 認証事業所		—	●	●	—	27事業所	31事業所	42事業所
所有地・事業所数		—	●	●	—	所有地数: 29、事業所数: 35	所有地数: 40、事業所数: 40(拠点数)	所有地数: 45、事業所数: 45(主な生産拠点数)
認定所有地・事業所(%)		—	●	●	—	89%	91%	93%
企業の持続可能性への投資(百万現地通貨)		—	●	●	—	8,452百万円	3,958百万円	3,880百万円
環境サプライチェーン管理政策(有無)		—	●	●	—	有り (調達基本方針に沿って、グリーン調達・CSR調達を実施)	有り (調達基本方針に沿って、グリーン調達・CSR調達を実施)	有り (調達基本方針に沿って、グリーン調達・CSR調達を実施)
構造物緑化(グリーンビルディング)政策(有無)		—	●	●	—	有り(グリーンカーテン)	有り(グリーンカーテン)	有り(グリーンカーテン)
環境管理政策(有無)		—	●	●	—	有り	有り	有り
国連GC(加盟・非加盟)		—	●	●	—	加盟	加盟	加盟

公正な事業慣行

■:マテリアリティ ☆:KPI

	GRI スタンダード	バウンダリー				実績		
		上流	自社 単体	連結	下流	2015年度	2016年度	2017年度
■サプライヤーの環境評価								
☆ 環境影響評価を行った上で、取引を開始した新規サプライヤーの割合	308-1	—	●	●	—	100%(162社)	100%(159社)	100%(68社)
環境影響評価の対象となるサプライヤーの数		—	●	●	—	約500社	約500社	約500社
著しいマイナスの環境影響(現実のもの、潜在的なもの)があると特定したサプライヤーの数	308-2	—	●	●	—	著しいマイナスの環境影響があると特定されたサプライヤーは、ありませんでした。	著しいマイナスの環境影響があると特定されたサプライヤーは、ありませんでした。	著しいマイナスの環境影響があると特定されたサプライヤーは、ありませんでした。
上記に該当する、著しいマイナスの影響		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
上記、著しいマイナスの環境影響があると特定したサプライヤーのうち、改善を行うことに同意したサプライヤーの割合		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
上記、著しいマイナスの環境影響があると特定したサプライヤーのうち、取引を終了したサプライヤーの比率と、終了した理由		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
環境影響に関する監査を実施済みのサプライヤー数と割合		—	●	●	—	254社(54%) ※取引条件により監査対象・目標を設定して実施	213社(88%:監査目標に対する達成割合) ※取引条件により監査対象・目標を設定して実施	250社(85%:監査目標に対する達成割合) ※取引条件により監査対象・目標を設定して実施
サステナビリティ・サプライヤーガイドラインESG開示(有無)		—	●	●	—	購買基本方針を公開し、対応を要請しています		有り(購買基本方針・CSR調達ガイドラインを公開し、対応を要請しています)
監査済供給業者数		—	●	●	—	—	—	—
供給業者監査実施数		—	●	●	—	—	—	—
監査済供給業者施設数		—	●	●	—	—	—	—
■サプライヤーの社会への影響評価								
☆ 社会への影響評価を行った上で、取引を開始した新規サプライヤーの割合	414-1	—	●	●	—	100%(162社)	100%(159社)	100%(68社)
社会への影響評価の対象となるサプライヤーの数		—	●	●	—	約500社	約500社	約500社
☆社会への著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)があると特定したサプライヤーの数	414-2	—	●	●	—	著しいマイナスの環境影響があると特定されたサプライヤーは、ありませんでした。	著しいマイナスの環境影響があると特定されたサプライヤーは、ありませんでした。	著しいマイナスの環境影響があると特定されたサプライヤーは、ありませんでした。
上記に該当する、著しいマイナスの影響		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
上記、著しいマイナスの影響があると特定したサプライヤーのうち、改善を行うことに同意したサプライヤーの割合		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
上記、著しいマイナスの影響があると特定したサプライヤーのうち、取引を終了したサプライヤーの比率と、終了した理由		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
社会への影響を確認する監査を実施済みのサプライヤー数と割合		—	●	●	—	254社(54%) ※取引条件により監査対象・目標を設定して実施	213社(88%:監査目標に対する達成割合) ※取引条件により監査対象・目標を設定して実施	250社(85%:監査目標に対する達成割合) ※取引条件により監査対象・目標を設定して実施
サプライチェーン社会的リスク管理(有無)		—	●	●	—	CSR活動に対する取引先さまとの勉強会とアンケート調査を行っています。 また、取引に関する苦情や相談窓口を設置しています。		
■社会への影響に関する苦情処理制度								
☆ 正式な苦情処理制度に申し立てのあった社会への影響に関連する苦情の総件数	103-1 103-2 103-3	●	—	—	—	不明	不明	不明
上記のうち、対応した社会への影響に関連する苦情件数		—	●	●	—	正式な苦情処理制度への社会影響に関する苦情はありませんでした。	正式な苦情処理制度への社会影響に関する苦情はありませんでした。	正式な苦情処理制度への社会影響に関する苦情はありませんでした。
上記のうち、2解決した社会への影響に関連する苦情件数		●	—	—	—	不明	不明	不明
以前から申し立てがあった社会への影響に関連する苦情で、解決した件数		—	●	●	—	該当なし	該当なし	—
		●	—	—	—	不明	不明	不明
		—	●	●	—	該当なし	該当なし	—
□重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出比率								
重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出比率	204-1	—	●	●	—	海外拠点での現地調達率は、中国で90%以上、ロシアで約70%となっています。	海外拠点での現地調達率は、中国で約97%、ロシアで約74%となっています。	海外拠点での現地調達率は、中国で約96%、ロシアで約76%となっています。
地元・重要事業拠点の定義		—	●	●	—	—	—	生産拠点のある国・地域

□腐敗防止						
腐敗に関するリスク評価の対象となっている事業の総数と比率	205-1	—	● ● —	国内外生産・販売会社計35事業拠点(100%)	国内外生産・販売会社計42事業拠点(100%)	国内外生産・販売会社計45事業拠点(100%)
リスク評価により特定した腐敗関連のリスク		—	● ● —	—	—	—
腐敗防止に関する企業の方針を周知され、研修を受けた人数と割合を次のカテゴリー別に報告してください。 ・取締役会(地域別に) ・全従業員(従業員区分別・地域別に) ・取引先(地域別に)	205-2	—	● ● —	取締役会:1名(4%) 全従業員:172名(3%)(単体) 取引先:368名(18%)	取締役会:3名(10%) 全従業員:580名(11%)(単体) 取引先:332名(17%)	取締役会(経営会議メンバー含む):6名(20%) 全従業員:857名(16%)(単体) 取引先:330名(17%)
発生した腐敗事例の数と性質	205-3	—	● ● —	腐敗事例はありませんでした。	腐敗事例はありませんでした。	腐敗事例はありませんでした。
上記事例で解雇または懲戒処分を受けた従業員数		—	● ● —	該当なし	該当なし	該当なし
上記事例が原因で、取引先と契約破棄または更新拒否を行った件数		—	● ● —	該当なし	該当なし	該当なし
上記に関して訴訟が提起されている場合、その事例と結果		—	● ● —	—	—	該当なし
企業倫理ポリシー(有無)		—	● ● —	有(行動指針・購買行動規範)	有(横浜ゴムグループ行動指針)	
賄賂防止倫理ポリシー(有無)		—	● ● —	有(行動指針・購買行動規範)	有(横浜ゴムグループ贈収賄禁止ポリシー)	
内部告発者保護ポリシー(有無)		—	● ● —	有(行動指針・購買行動規範)	有(横浜ゴムグループ グローバル内部通報規則)	
□コンプライアンス						
反競争的行為、反トラスト法違反、独占禁止法違反により、法的措置を受けた事例(件数と決定の主要点)	206-1	—	● ● —	該当なし	該当なし	競争法違反による法的措置を受けた事例はありませんでした
法規制への違反に対する罰金などの制裁措置(罰金額、件数、内容)	419-1	—	● ● —	該当なし	該当なし	該当なし

消費者課題

■:マテリアリティ ☆:KPI

指標		バウンダリー				実績		
■顧客の安全衛生	GRI スタンダード	上流	自社		下流	2015年度	2016年度	2017年度
			単体	連結				
主要な製品で、安全衛生の影響評価を行い、改善を図っているものの比率	416-1	—	●	●	—	当社製品に関しては企画立案から量産に至るまで当社社内規定に基づき、各会議体(デザインレビューなど)を通して製品安全性評価を実施しました。2015年度実施率は、100%です。	当社製品に関しては企画立案から量産に至るまで当社社内規定に基づき、各会議体(デザインレビューなど)を通して製品安全性評価を実施しました。2016年度実施率は、100%です。	当社製品に関しては企画立案から量産に至るまで当社社内規定に基づき、各会議体(デザインレビューなど)を通して製品安全性評価を実施しました。2017年度実施率は、100%です。
☆ 製品の安全に関わる規制や、自主的規範に違反した事例の件数 (罰金または処罰、警告、自主的規制違反に分けて記載)	416-2	—	●	●	—	製品安全に係る規制や自主的規範に違反した事例はありません。	製品安全に係る規制や自主的規範に違反した事例はありません。	製品安全に係る規制や自主的規範に違反した事例はありません。
■製品およびサービスのラベリング								
当社グループの製品について、以下の項目で、ラベリングによる情報開示が社会から求められている項目(有/無で回答) 1)製品の部材調達に関する情報 2)環境や社会に影響を及ぼす可能性のある物質に関する情報 3)製品の安全な使用に関する情報 4)製品の廃棄および環境・社会に与える影響に関する情報	417-1	—	●	●	—	1)無し 2)有り(SDS) 3)有り(タイヤの空気圧・残溝の表示) 4)有り(梱包材・容器)	1)無し 2)有り(SDS) 3)有り(タイヤの空気圧・残溝の表示) 4)有り(梱包材・容器)	1)無し 2)有り(SDS) 3)有り(タイヤの空気圧・残溝の表示) 4)有り(梱包材・容器)
上記で「有」に該当する製品数の割合		—	●	●	—	100%	100%	100%
☆ 製品のラベリングに関する規制や、自主的規範に違反した事例 違反があった場合は件数(罰金または処罰、警告、自主的規制違反に分けて記載)	417-2	—	●	●	—	製品のラベリングに関する規制や自主的規範に違反した事例が1件ありました。	製品のラベリングに関する規制や自主的規範に違反した事例はありません。	製品のラベリングに関する規制や自主的規範に違反した事例はありません。
■マーケティングコミュニケーション								
☆ 特定の市場で販売が禁止されているもの、公の議論の対象となっている製品(それらの製品についての対応方法)	102-2	—	●	●	—	スパイクタイヤの販売禁止の市場では、スタッドレスタイヤの普及・販売を行っています	スパイクタイヤの販売禁止の市場では、スタッドレスタイヤの普及・販売を行っています	スパイクタイヤの販売禁止の市場では、スタッドレスタイヤの普及・販売を行っています
☆ マーケティングコミュニケーションに関する規制や、自主的規範に違反した事例 (罰金または処罰、警告、自主的規制違反に分けて記載)	417-3	—	●	●	—	マーケティングコミュニケーションに関する規制や自主的規範に違反した事例はありません。	マーケティングコミュニケーションに関する規制や自主的規範に違反した事例はありません。	マーケティングコミュニケーションに関する規制や自主的規範に違反した事例はありません。
■コンプライアンス								
☆ 製品の提供や使用に関する法律や規制の違反に対する、罰金金額およびその他の制裁措置の件数(該当する場合は事例も記載)	419-1	—	●	●	—	製品の提供や使用に関する法律や規制に違反した事例はありません。	製品の提供や使用に関する法律や規制に違反した事例が1件ありました。	製品の提供や使用に関する法律や規制に違反した事例が1件ありました。 中国およびカナダに輸出した乗用車用スタッドレスタイヤの一部に、トレッドが膨れ、継続走行した場合にトレッドの一部が剥がれ、操縦安定性に影響を及ぼす可能性があるため、中国およびカナダにおいてリコール届出を行い、不具合品の回収を進めています。
□顧客プライバシー								
☆ 顧客プライバシーの侵害や顧客データの紛失に関して、実証された不服申し立て 1)外部当事者の申し立てを受けた件数、規制当局の申し立てを受けた件数 2)漏洩、盗難、紛失の総件数	418-1	—	●	●	—	顧客プライバシーの侵害や顧客データの紛失に関して、実証された不服申し立ての違反した事例はありません。	顧客プライバシーの侵害や顧客データの紛失に関して、実証された不服申し立ての違反した事例はありません。	顧客プライバシーの侵害や顧客データの紛失に関して、実証された不服申し立ての違反した事例はありません。

コミュニティへの参画及びコミュニティの発展

■:マテリアリティ ☆:KPI

指標	GRI スタンダード	バウンダリー				実績		
		上流	自社 単体	連結	下流	2015年度実績	2016年度実績	2017年度
■地域コミュニティ								
☆ 地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを行った事業拠点の割合 1)正式な地域コミュニティ苦情処理システムの設置・運用 2)地域コミュニティのニーズに基づく開発プログラムの実施 3)環境影響評価および継続的なモニタリング	413-1	—	●	●	—	1)地域からの苦情受付窓口は、国内外生産・販売会社計35拠点全てに設置しています。(100%) 2)地域に対する社会貢献活動は、国内外生産・販売会社計35拠点全てで実施しています。(100%) 3)法規制に対する排水・排出の監視は各生産拠点で実施しています。	1)地域からの苦情受付窓口は、国内外生産・販売会社計42拠点全てに設置しています。(100%) 2)地域に対する社会貢献活動は、国内外生産・販売会社計42拠点全てで実施しています。(100%) 3)法規制に対する排水・排出の監視は各生産拠点で実施しています。	1)地域からの苦情受付窓口は、国内外生産・販売会社計45拠点全てに設置しています。(100%) 2)地域に対する社会貢献活動は、国内外生産・販売会社計45拠点全てで実施しています。(100%) 3)法規制に対する排水・排出の監視は各生産拠点で実施しています。
☆ 進出、操業、撤退することにより、地域コミュニティに著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)を及ぼす事業所(所在地、影響) ・地域コミュニティの物理的、経済的な孤立度 ・コミュニティにおける男女平等の程度など、社会経済的な発展のレベル ・衛生や教育などの社会経済インフラの状態 ・有害物質の使用による健康への影響 ・汚染物質の排出による環境への影響 ・自然資源の消費 ・地域コミュニティ内からの雇用と解雇	413-2	—	●	●	—	・進出・操業において、その地域の環境・社会リスクを確認し、最小限の環境負荷と雇用創出を心掛けており、著しいマイナスの影響はありません。 ・撤退においては、汚染がない運用を行っており、環境リスクはありません。地域雇用に関する影響があります。		
■地域での存在感								
☆ 重要事業拠点における、その地域で決められた最低賃金と、横浜ゴムグループが支払っている新人給与との比率(男女別)	202-1	—	●	●	—	国内外生産・販売会社計35拠点全ての拠点で、その地域の最低賃金を上回る給与を支払っています。	国内外生産・販売会社計42拠点全ての拠点で、その地域の最低賃金を上回る給与を支払っています。	国内外生産・販売会社計45拠点全ての拠点で、その地域の最低賃金を上回る給与を支払っています。
従業員以外の労働者の多くが最低賃金である場合、最低賃金以上が支払われていることの確認方法		—	●	●	—	—	—	契約時に、賃金を含め、雇用条件を確認しています。
重要事業拠点がある地域に、決められた最低賃金があるか否か		—	●	●	—	地域に決められた最低賃金は有ります。		地域・国ごとに最低賃金が決められています。
上記、「重要事業拠点」の定義		—	●	●	—	生産拠点のある国・地域		生産拠点および主要販売拠点のある国と地域
☆ 重要事業拠点で地域コミュニティから採用した上級管理職の比率	202-2	—	●	●	—	14.50%	24.90%	35.40%
上記、「上級管理職」の定義		—	●	●	—	部門長・工場長クラス	部門長・工場長クラス	部門長・工場長クラス
上記、「地域コミュニティ」の地理的な定義		—	●	●	—	日本、米国、カナダ、オーストラリア、ドイツ、フィリピン、ベトナム、中国、タイ、ロシアなど12カ国	日本、米国、カナダ、オーストラリア、ドイツ、フィリピン、ベトナム、中国、タイ、ロシア、インドなど14カ国	日本、米国、カナダ、オーストラリア、ドイツ、イタリア、フィリピン、ベトナム、中国、タイ、ロシア、インド、インドネシアなど15カ国
上記、「重要事業拠点」の定義		—	●	●	—	—	—	生産拠点及び主要販売拠点のある国と地域
□インフラ投資および支援サービスの展開と影響								
インフラ(水供給設備や道路、学校、病院など)投資や、公共の利益につながる支援を行った事業拠点数と内容の報告と分類(商業目的/現物支給/無償)および与えた影響	203-1	—	●	●	—	国内外生産・販売会社計35拠点で現物支給を無償で行っています。 また、東南アジアの拠点では台風被害を軽減するため、ダムや水路の工事にもボランティアで参加しています。 学校や施設に、タイヤ、文具(教材)、廃タイヤ遊具を支給し、トイレ整備も行っています。	国内外生産・販売会社計42拠点で現物支給を無償で行っています。 また、東南アジアの拠点では台風被害を軽減するため、ダムや水路の工事にもボランティアで参加しています。 学校や施設に、タイヤ、文具(教材)、廃タイヤ遊具を支給し、トイレ整備も行っています。	国内外生産・販売会社計45拠点で現物支給を無償で行っています。 また、東南アジアの拠点では台風被害を軽減するため、ダムや水路の工事にもボランティアで参加しています。 学校や施設に、タイヤ、文具(教材)、廃タイヤ遊具を支給し、トイレ整備も行っています。
横浜ゴムが地域に与える著しい間接的な経済的インパクト(プラスおよびマイナス)と特定された事例	203-2	—	●	●	—	—	—	プラス面:ボランティア活動による地域のインフラ整備や教育支援 マイナス面:特になし
地域社会活動費(百万現地通貨)		—	●	—	—	21百万円	7百万円	14百万円
持続可能投資/資本的支出比率		—	●	—	—	20,790百万円	16,122百万円	16,844百万円
地域社会活動費/税引前利益(%)		—	●	—	—	0.03%	0.11%	0.04%